

水道メーターの盗難について

令和6年1月13日（土）、以下のとおり盗難事案が発覚しましたのでお知らせします。

1 通報日

令和6年1月13日（土）

2 場所

府営宮山台第4住宅 20号棟（南区宮山台4丁3番）

3 盗難状況

- (1) 個 数 4個（全て閉栓中）
- (2) 規 格 口径20mm
- (3) 単 価 約3,000円
- (4) 被害総額 約12,000円

4 経緯

- ・1月13日（土）午後1時頃、委託業者の検針員が水道メーターの検針時に、水道メーター4個が設置されていないことに気付いたため、大阪府営住宅の指定管理者に確認したところ、盗難であることが判明しました。
- ・同日午後7時頃、南堺警察署に盗難届を提出しました。また、周辺のパトロールの強化を要請しました。
- ・1月14日（日）に、当該住宅地の空き家で、盗難の有無が確認できていなかった水道メーター（112個）について設置の有無を確認し、全て撤去を行いました。
- ・令和5年12月27日（水）に発生した府営宮山台第2住宅の盗難事案を受けて、今後解体予定となっている建物や、入居予定がない空き家の水道メーターを撤去することとしていましたが、今回被害にあった住宅については撤去対象とはなっていませんでした。

5 今後の対応

- (1) 窓口、ホームページ等での注意喚起（水道メーターの管理や盗難発見時の速やかな通報）
- (2) 解体が予定されている集合住宅や、空き家率の高い団地等、盗難されやすい環境に設置している水道メーターの即時撤去を強化
- (3) 水道メーターの盗難発生件数が、今年度に入り本件で4件目（盗難個数 計74個）となることから、公営住宅等の管理者に対して、厳重な盗難対策を要請
- (4) 所管警察署にパトロールの強化を要請

| | |
|----------------------------|---|
| 問 い 合 わ せ 先 | 担 当 課：上下水道局 サービス推進部 事業サービス課 電 話：072-250-9110 ファックス：072-250-4299 |
|----------------------------|---|